

平成二十年五月十五日提出
質問第三九一号

一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問
主意書

提出者 鈴木宗男

一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問
主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六九第三二九号）を踏まえ、質問する。なお、先の質問主意書において、当方が質問することは過去に起きた事項に関するものであるが、全て現時点で常識的に判断すれば明確に答弁することが可能な質問であり、質問に関する事項が起きてから十年以上の時間が経過していることを理由に答弁を避けられるものではないことを強調し、別途資料も添付したが、「政府答弁書」においても何ら明確な答弁はなされていない。外務省においては、誠実かつ明確に答弁することを再度求める。

一 当方が先の質問主意書（二〇〇八年四月二十五日提出質問第三二九号）を提出する際に添付した資料（以下、「添付資料」という。）は、一九九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流（以下、「ビザなし交流」という。）による北方四島訪問団（以下、「訪問団」という。）の日程を記したものの写しであるが、「添付資料」は外務省のもとにきちんと届いているか。

二 「添付資料」に書かれている一九九六年五月二十六日の日程に、「記念樹の贈呈」という文言があるが、外務省は右を確認しているか。

三 「政府答弁書」で外務省は「苗木の持込み及び植樹については、御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていないかった」と答弁しているが、右答弁にある日程表（以下、「日程表」という。）は、現在外務省において保管されているか。

四 「日程表」は「添付資料」とは別のものか。

五 これまでの答弁書によると、「ビザなし交流」に同行した加賀美正人現国際情報統括官組織国際情報官（第四担当）は、一九九六年五月二十五日に行われた「訪問団」の出発式に出席した際、「訪問団」の日程として「ビザなし交流」五周年を記念した桜の植樹（以下、「植樹」という。）を行い、そのために苗木を持ち込むこと（以下、「苗木の持込」という。）を初めて知ったとのことである。当方はこの度、情報公開制度を利用して、顧問として「訪問団」に参加していた鈴木宗男衆議院議員から暴行（以下、「暴行」という。）を受けたと加賀美氏と外務省が主張しており、そう主張する根拠として加賀美氏が一九九六年五月二十七日付で作成した報告書（以下、「報告書」という。）と同年同月三十日付の医師の診断書（以下、「診断書」という。）を入手した。「報告書」の二頁から三頁にかけて、「訪問団」の出発式に

ついでに記述がなされており、その中に「(1) 出発式 (イ) 花咲港岸壁に於ける訪問団出発式において、団長である辻中羅白町長が、『国後島に植樹するために、昨日の根室の植樹祭において、北海道知事及び根室市長より苗木を預かった。是非ともこれを実現したい。』旨表明した。(ロ) 同訪問団に参加していた加賀美欧口補佐はこの時点で初めて苗木の持ち込みを知り、」との記述があるが、外務省が保管している「報告書」にも同様の記述はなされているか。確認を求める。

六 五の記述以降の、加賀美氏が「植樹」及び「苗木の持込」を知った後にどのような対応をとったかについては、全て黒塗りされ、事実が隠されている。加賀美氏の対応について、なぜ外務省はこの様に情報を隠すのか、その理由を明らかにされたい。

七 外務省は「政府答弁書」を含むこれまでの答弁書で、加賀美氏が「植樹」及び「苗木の持込」を初めて知ってからどのような対応をとったのかを一切明らかにしない一方で、「外務省としては、本件に関する外務省及び御指摘の職員の対応に問題があったとは考えていない。」と答弁しているが、その根拠は何か。外務省が加賀美氏の対応に問題はなかったとするのなら、実際に加賀美氏がどのような対応をとったのかを明らかにされたい。

八 当方が入手している「報告書」の写しの七頁には、「暴行」について「(リ)これに対し加賀美補佐が拒否し、『書け』『書かない』の言い合いとなった結果、激昂した鈴木議員は『何をいうか』と言いつつ、加賀美補佐の足を蹴り、また顔面を殴った(鈴木議員は飲酒していた)。」との記述があるが、外務省が保管している「報告書」にも右同様の記述はなされているか。確認を求める。

九 例えば本年四月十一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第二五六号)では、「暴行」とは具体的にどのようなものであつたかという質問に対して、「『報告書』からは明らかではない」旨の答弁がなされているが、八で挙げた様に「報告書」には「暴行」について、足を蹴る、顔面を殴る等の生々しい記述がなされているのに、外務省が右の答弁書において「明らかではない」旨答弁したのはなぜか。

十 当方が入手した「診断書」の写しには、加賀美氏が診察を受けた病院及び診察した医師の名前の部分が黒塗りにされており、明らかではない。しかし、外務省において保管されている「診断書」には、それらは黒塗りにされずきちんと確認できる状態にあると承知するが、確認を求める。

十一 外務省は加賀美氏がどこの病院で診察を受け、「診断書」を書いてもらったか把握しているか。右の問いは、その病院名を問うているものではなく、外務省が把握しているか否かを問うているものであると

ころ、明確な答弁を求める。

十二 当方が入手した「診断書」の写しには、加賀美氏は「暴行」により、全治約一週間のケガを負ったと書かれているが、全治約一週間のケガとは、例えば自分自身で転んだ時に負う程度の極めて軽微なものではないのか。前回質問主意書でも、そのまた前の質問主意書でも重ねて同様の質問をしているが、「政府答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

十三 これまでの答弁書で、外務省が「報告書」を当時の欧亜局ロシア課、当時の条約局法規課及び大臣官房総務課、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び当時の欧亜局長に配付したことが明らかになつており、当時欧亜局ロシア課長、条約局法規課長、大臣官房総務課長、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び欧亜局長の任に就いていた人物の氏名を前回質問主意書でもそのまた前の質問主意書でも重ねて問うているが、「政府答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていない。右は、時間の経過とは関係なく、外務省にある幹部名簿等を見れば答えられる質問であると思料するが、外務省が答弁をしない理由を説明されたい。

十四 「暴行」があつたとされる当時、外務省欧亜局長の任に就いていた浦部氏は、現在も「暴行」があつ

たと認識しているかと、これまで重ねて質問しているが、「政府答弁書」を含むこれまでの答弁書では何ら明確な答弁がなされていない。右は浦部氏に対して「暴行」に関する浦部氏の認識を問えば済む話であるのに、外務省が答弁をしないのはなぜか。その理由を明らかにされたい。

十五 これまでの質問主意書で重ねて述べている様に、当方は「訪問団」団長である辻中義一羅臼町長、野村義次北海道議会議員、中津俊行根室支庁長、大濱芳嗣総務庁北方対策本部参事官補佐（いずれも当時）の四名に対して、「暴行」の事実があるか否かを明らかにすべく、二〇〇二年三月十三日と十四日の二日間にわたり、大室征男、関根靖弘両弁護士を通じて聞き取り調査を行い、それを記録した文書（以下、「文書」という。）も作成している。「文書」によると、右の四名は「暴行」についてそれぞれ次の様に述べている。

○大濱芳嗣総務庁北方対策本部参事官補佐（二〇〇二年三月十三日、関根靖弘弁護士が聴取）

「テーブル叩いて激昂されたところはもちろん同じ部屋におりましたから、それはもうその場で感じ取っておりますけれども、先生がその立ち上がって加賀美氏を殴ったとか、足蹴にしたという場面、シーンというのは、私は見ておりませんから知らないということですね。事実としては。」

○辻中義一羅臼町長（同日に同弁護士が聴取）

「激昂されておりまして、机たたいたり、なんかしておられまして、私らはそういう事で、自分らの落度ですから、これは仕方のないことだと思っております、ただね、私らいる時には、殴るとか、蹴るとかかっていうのは無かったというふうに思ってます。そういう記憶が全く無いんですよ。そういう場面に出たというものは。」

○野村義次北海道議会議員（同日に同弁護士が聴取）

「だから私はあの今日の夕刊を見ましてね、こっちの夕刊にもそれ出てるんですよ、だから何を馬鹿なことを言っているんだと、鈴木先生にも言ったのは、行って話しするかっての、私が、そんなことはあり得ないことだから。それやったことはね、それは手打ちであったり、色んなことがありますよ。だからといって、政治家が一介の職員を殴ったり蹴ったりなんて、常識の問題ですよそんなことは。だから外務省そのものがおかしいよ、僕らに言わせると。」

「だから、極端な言い方をするとね、テーブルを叩いて、手をあげてますからね。座って、テーブル叩くわけですから、その時に、あの、外務省もそうそばにいますから、それにふれたかふれないかとい

う問題はあるのかもしれませんが。そんなことは殴ったとか何だとか言う問題とは全然違いますよ。」

○中津俊行根室支庁長（二〇〇二年三月十四日に大室征男弁護士が聴取）

「そのときですね、私、ずっとですね。最初の段階は、最初はいなかったと思うんです。私ね。それで途中も何度かですね、中座というかしてますんですね、全部がですね、この場にいたわけじゃないんですけど。いわゆる暴行ということについてはあまり記憶がないんですけども。」

「私がいた時間帯、まあどのぐらいいたかちよつと記憶にないんですけども、少なくとも一緒に全部、外務省の人といたわけじゃないんですけど、私がいた時間の中ではですね、今、言ってる蹴るとか何かというものは私は無かったと思います。」

「ただ、先生もですね。激昂されてですね。テーブル叩いたりなんかしてですね。手を置いたりなんかされてね。あのテーブルを叩いておりました、そういうことはありましたけどもね。でもその我々の一般的に言う暴行というようなね、そういう行為はなかったという、私の知る限りではなかったと思います。」

これら四名の証言は、八で挙げた「報告書」における「暴行」の記述と明白に食い違うものであると考

えるが、右四名の証言に対する外務省の評価如何。
右質問する。